

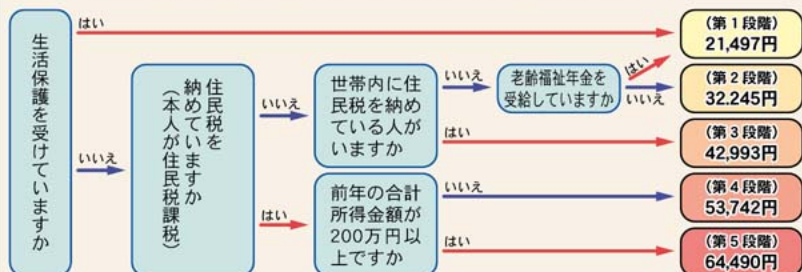
お知らせします

介護保険料の納付方法

■介護保険料の決め方

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって納める保険料と国・県・町からの公費を財源として、介護が必要になったときに介護サービスを利用できる制度です。加入者のうち、65歳以上の方は、**神石高原町に保険料を納付していただきます**。保険料の決め方や納め方などは、次のとおりです。

◎あなたの保険料額（年額）を確認してみましょう！（65歳以上の方が対象です。）



※高齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人が対象となります。

■介護保険料の納め方

■保険料の納め方は次の3種類（特別徴収・普通徴収・併用徴収）に分かれています。

(1) 特別徴収	年金が月額 15,000 円（年額 18 万円）以上の老齢（退職）年金を受給している方は、保険料の年額を 6 回に分けて、 年金から天引き となります。 ※「現況届」は忘れずに記入して返送してください。
(2) 普通徴収	年金が月額 15,000 円（年額 18 万円）未満の方、老齢福祉年金を受給している方、または年金受給権のない方、今年度中に 65 歳になられた方や他の市町村から転入された方は、保険料の年額を 5 回に分けて、納付書や口座振替による納付となります。 ※ 65 歳になられた方や転入された方は納期の回数異なります。
(3) 併用徴収	同じ年度内に、年金からの天引きによる特別徴収と納付書などによる普通徴収の両方になることがあります。対象者は次の方が対象となります。 ■前年度中に 65 歳になられた方や他の市町村から転入された方、前年度中に何らかの理由により年金が差し止められている方かつ 4 月 1 日時点で特別徴収の対象となる年金を受給している方。 ■前年度から特別徴収の方で、本算定（6 月）以降に所得更正などにより所得段階に変更があった方。

■介護保険制度についての問い合わせ先

介護保険制度についてご不明な点等がありましたら、次までご連絡ください。

本庁 介護保険室 ☎ 9-3535